

第4回 九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業者と 県営水道の統合協議会

日 時：令和6年1月19日(金)午後2時30分から
場 所：千葉県庁本庁舎5階 特別会議室
(Web 開催)

次 第

1 あいさつ

2 議 題

- 議案第1号 九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業者と県営水道の統合協議会設置要綱の改正について
- 議案第2号 九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業者と県営水道の統合に関する覚書の見直しについて
- 議案第3号 九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業者と県営水道の統合基本計画骨子素案の見直しについて

3 その他

議案第1号

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の 統合協議会設置要綱の改正について

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会設置要綱について、別紙のとおり改正することを提案する。

令和6年1月19日

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営 水道の統合協議会設置要綱の一部を改正する要綱

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会設置要綱（令和4年4月1日施行）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「下線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線部分があるものは、これを当該改正後欄のように改め、改正後欄に掲げる規定の下線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の下線部分がないものは、これを加える。

改正前	改正後
<p>(協議事項)</p> <p>第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行う。</p> <p>(1) 統合に係る基本事項</p> <p>(2) 統合基本計画の作成</p> <p>(3) 前各号に掲げる事項の他、統合に必要となる事項</p>	<p>(協議事項)</p> <p>第4条 協議会は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する覚書（以下「覚書」という。）による合意に基づき、次の各号に掲げる事項について協議を行う。</p> <p>(1) 統合に係る基本事項（覚書の見直しを含む。）</p> <p>(2) 統合基本計画の作成</p> <p>(3) 前各号に掲げる事項の他、統合に必要となる事項</p>
<p>(会議)</p> <p>第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が務めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2 委員は、やむを得ない事由で協議会に出席できない場合には、代理の者を出席させることができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が務めるものとする。</p> <p>2 会議の議事は、委員（出席できない委員がいる場合には、委員及び代理の者）の全員の賛成で決する。</p> <p>3 委員は、やむを得ない事由で協議会に出席できない場合には、代理の者を出席させることができる。</p> <p>4 会長は、やむを得ない事由により協議会を開催することが困難な場合において、協議会への提案事項を記載した書面を委員に送付し、全ての委員が当該提案事項に書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該提案事項を可決する旨の協議会の議決があったものとみなす。</p>

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と 県営水道の統合協議会設置要綱

（名称）

第1条 本会は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 協議会は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合（以下「統合」という。）に向け、統合に係る事項を協議することを目的として設置する。

（組織）

第3条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会にオブザーバーを置くことができるものとする。

（協議事項）

第4条 協議会は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する覚書（以下「覚書」という。）による合意に基づき、次の各号に掲げる事項について協議を行う。

（1）統合に係る基本事項（覚書の見直しを含む。）

（2）統合基本計画の作成

（3）前各号に掲げる事項の他、統合に必要となる事項

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長3人を置く。

2 会長は、千葉県知事の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、千葉県企業局長、九十九里地域水道企業団企業長及び南房総広域水道企業団企業長の職にある者をもって充てる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、議長は会長が務めるものとする。

2 会議の議事は、委員（出席できない委員がいる場合には、委員及び代理の者）の全員の賛成で決する。

3 委員は、やむを得ない事由で協議会に出席できない場合には、代理の者を出席させることができる。

4 会長は、やむを得ない事由により協議会を開催することが困難な場合において、協議会への提案事項を記載した書面を委員に送付し、全ての委員が当該提案事項に書面又は

電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、当該提案事項を可決する旨の協議会の議決があったものとみなす。

(幹事会)

第7条 協議会を補佐し、協議会への提案事項の協議調整を行うため、協議会に幹事会を置く。

(部会)

第8条 幹事会を補佐し、幹事会への提案事項の協議調整を行うため、協議会に部会を置く。

2 部会は、必要に応じ、専門的事項の検討を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

(市町村等調整会議)

第9条 幹事会への提案事項について、関係市町村等が協議調整を行うため、九十九里及び南房総の各地域に市町村等調整会議を置く。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、千葉県総合企画部水政課に事務局を置く。ただし、市町村等調整会議については、その事務局を九十九里地域においては九十九里地域水道企業団に、南房総地域においては南房総広域水道企業団に置くものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

別表（第3条関係）

団体名	役職名	備考
千葉県	知事	会長
	企業局長	副会長
匝瑳市	市長	
東金市	市長	
山武市	市長	
大網白里市	市長	
茂原市	市長	
九十九里町	町長	
横芝光町	町長	
一宮町	町長	
睦沢町	町長	
長生村	村長	
白子町	町長	
長柄町	町長	
長南町	町長	
館山市	市長	
勝浦市	市長	
鴨川市	市長	
南房総市	市長	
いすみ市	市長	
大多喜町	町長	
御宿町	町長	
鋸南町	町長	
九十九里地域水道企業団	企業長	副会長
南房総広域水道企業団	企業長	副会長

議案第2号

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の 統合に関する覚書の見直しについて

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する覚書について、次のとおり提案する。

令和6年1月19日

- 1 水道用水供給料金については、覚書第2条第1項の規定にかかわらず、統合後の一定期間は地域別料金制を導入し、その後に統一することも選択肢の一つとして検討する。
- 2 統合の時期については、覚書第7条の規定にかかわらず、令和8年4月を目途とする。
- 3 九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団の解散の時期については、覚書第8条の規定にかかわらず、令和8年3月を目途とする。

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と 県営水道の統合に関する覚書（抜粋）

（水道用水供給料金）

第2条 九十九里地域・南房総地域の水道用水供給料金は、統合時において統一することとする。

2（略）

3（略）

4（略）

（統合の時期）

第7条 統合の時期は、令和7年4月を目途とする。

（両企業団解散の時期）

第8条 両企業団の解散の時期は、令和7年3月を目途とする。

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業者と県営水道の統合に関する覚書



千葉県並びに千葉県企業局並びに匝瑳市、東金市、山武市、大網白里市、茂原市、九十九里町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、館山市、勝浦市、鴨川市、南房総市、いすみ市、大多喜町、御宿町及び鋸南町（以下「市町村」という。）並びに九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団（以下「両企業団」という。）（以下「関係団体」という。）は、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業者と県営水道の統合（以下「統合」という。）に係る以下の基本的な事項について合意し、今後、統合に向けての協議検討を進めるため、本覚書を締結する。

（統合の形態）

第1条 両企業団は解散し、千葉県企業局は千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例（昭和四十一年条例第六十一号）に規定された事業に加え、九十九里地域の水道用水供給事業及び南房総地域の水道用水供給事業が事業統合した水道用水供給事業（以下「統合後の水道用水供給事業」という。）を経営するものとする。

2 千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例に規定された水道事業と統合後の水道用水供給事業は会計を別とする。

（水道用水供給料金）

第2条 九十九里地域・南房総地域の水道用水供給料金は、統合時において統一することとする。

2 国交付金活用期間以降の施設更新費の増大等により必要となる額を踏まえ、持続可能な水道用水供給料金・追加負担額となるように、県及び市町村は、統合時以降、以下の財政措置等を行うこととし、九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業者と県営水道の統合協議会準備会議で検討した試算を基に、今後、より詳細な検討を行う。

- 一 統合時まで両企業団から用水供給を受けていた末端給水事業者に対し、千葉県が支出している市町村水道総合対策事業補助金全額の統合後の水道用水供給事業への振替
- 二 統合効果（管理部門の集約、国交付金を最大限活用することによる財源創出額等）
- 三 市町村の財政状況等とのバランスを考慮した市町村追加負担額
- 四 前号と同額の千葉県追加負担額

3 前項第3号の市町村追加負担額については、九十九里地域・南房総地域ごとに必要な所要額を算定する。

4 市町村が末端給水事業者に対し負担している経費は、それぞれの負担の趣旨に応じて、統合後も継続して負担するものとする。

（資産等の引継ぎ）

第3条 統合後において水道用水供給事業の用に供する資産及び負債については、両企業団から千葉県企業局に無償で引き継ぐものとする。

2 統合後において水道用水供給事業の用に供しない資産及び当該資産に係る負債は、構成市町村との協議により、両企業団において解散前に処分するものとする。

（市町村の両企業団に係る出資金及び負債の取扱い）

第4条 構成市町村の出資による権利の取扱いについては、両企業団が解散する際に消滅することから、出資による権利は千葉県企業局に引き継がれないこととする。

2 出資債残額については市町村が保有し、返済する。

（統合後の施設整備）

第5条 両企業団及び千葉県企業局は、統合後の必要な施設整備について精査を行う。

2 千葉県企業局は、統合後の施設整備については、水道事業の広域化に資する生活基盤施設耐震化等交付金の最大限の活用に努めることとする。

（統合までの事業運営）

第6条 両企業団はその解散までの間、九十九里地域水道企業団の「水道事業経営戦略」及び南房総広域水道企業団の「中長期経営プラン2017」を踏まえ、特に経営の根幹に係る事項については、保全的基調で運営するものとする。

（統合の時期）

第7条 統合の時期は、令和7年4月を目途とする。

（両企業団解散の時期）

第8条 両企業団の解散の時期は、令和7年3月を目途とする。

（その他）

第9条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の内容に疑義が生じたときは、関係団体が協議の上定めるものとする。

（附則）

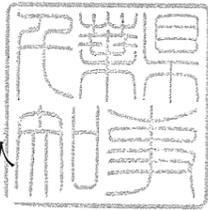
第1条 統合時まで両企業団から用水供給を受けていない山武市水道に対し新たに用水供給を行うこととする場合は、千葉県は山武市水道に支出している市町村水道総合対策事業補助金全額の振替を行うとともに、山武市に対し、第2条第2項第3号に規定する負担を求めることとする。

本覚書の証として本書25通を作成し、関係団体の長が記名押印の上、各1通を所持するものとする。

令和4年3月28日

千葉県

千葉県知事 熊谷 俊人



千葉県企業局

千葉県企業局長 田中 剛



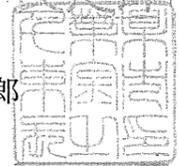
匝瑳市

匝瑳市長 宮内 康幸



東金市

東金市長 鹿間 陸郎



山武市

山武市長 松下 浩明



大網白里市

大網白里市長 金坂 昌典



茂原市

茂原市長 田中 豊彦



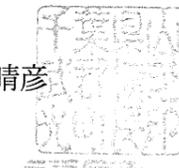
九十九里町

九十九里町長 大矢 吉明



横芝光町

横芝光町長 佐藤 晴彦



一宮町

一宮町長 馬淵 昌也



睦沢町

睦沢町長 田中 憲一



長生村

長生村長 小高 陽一



白子町

白子町長 石井 和芳



長柄町

長柄町長 清田 勝利



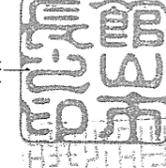
長南町

長南町長 平野 貞夫



館山市

館山市長 金丸 謙一



勝浦市

勝浦市長 土屋 元



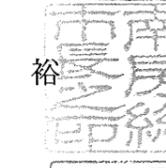
鴨川市

鴨川市長 長谷川 孝夫



南房総市

南房総市長 石井 裕



いすみ市

いすみ市長 太田 洋



大多喜町

大多喜町長 平林 昇



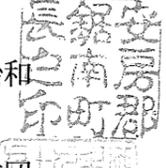
御宿町

御宿町長 石田 義廣



鋸南町

鋸南町長 白石 治和



九十九里地域水道企業団

企業長 田中 豊彦



南房総広域水道企業団

企業長 太田 洋



統合協議会における協議スケジュールについて
（第1回統合協議会資料）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年 4月
水需要予測	水需要予測作成 → 基本計画反映			
施設整備計画	施設整備計画作成 → 基本計画反映		国交付金 本要望	
財政収支計画	財政収支計画作成 → 基本計画反映			
水道用水供給料金	水道用水供給料金の検討			
県（一般会計）及び市町村の追加負担	県（一般会計）及び市町村の追加負担に関する検討			
資産管理	固定資産管理、未利用財産等の整理			
組織体制・職員の身分	組織体制・職員の身分に関する検討			
基本計画	基本計画作成作業			
認可申請	認可申請に向けた事前準備 ※随時、厚生労働省に事前協議	認可申請書作成		

統合基本計画策定・基本協定締結

認可申請・認可取得

統合・事業開始



統合協議会における協議スケジュールについて
（見直し後）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年 4月
水需要予測	水需要予測作成 → 基本計画反映				
施設整備計画	施設整備計画作成 → 基本計画反映			国交付金 本要望	
財政収支計画	財政収支計画作成 → 基本計画反映				
水道用水供給料金	水道用水供給料金の検討				
県（一般会計）及び市町村の追加負担	県（一般会計）及び市町村の追加負担に関する検討				
資産管理	固定資産管理、未利用財産等の整理				
組織体制・職員の身分	組織体制・職員の身分に関する検討				
基本計画	基本計画作成作業				
認可申請			認可申請に向けた事前準備 ※随時、国交省に事前協議	認可申請書作成	

統合基本計画策定・基本協定締結

認可申請・認可取得

統合・事業開始

※各項目の内容は、順次統合協議会に諮りつつ、進めてまいります。

議案第3号

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の 統合基本計画（骨子素案）の見直しについて

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合基本計画(骨子素案)について、次のとおり提案する。

令和6年1月19日

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合基本計画(骨子素案)については、議案第2号による覚書の見直しに応じて修正するものとする。

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合基本計画(骨子素案)【修正後】

1. はじめに

(1) これまでの経緯

平成19年2月に示された千葉県の有識者会議の「これからの千葉県内水道について[提言]」から、令和4年4月の「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会」設置に至る統合に向けた検討経緯を記載。

(2) 計画の位置づけ

本計画は統合後の事業運営の指針となるものであり、本計画を踏まえて関係者間で統合の基本協定を締結し、千葉県企業局において水道用水供給事業の創設事業認可を取得することを記載。

(3) 計画策定の基本方針

①統合の時期

令和8年4月を目途とする。

②計画期間

令和8年度から令和27年度までの20年間とする。

③統合の形態

千葉県企業局は、水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業に加え、九十九里地域の水道用水供給事業及び南房総地域の水道用水供給事業を事業統合した水道用水供給事業を経営する。

なお、水道事業と水道用水供給事業は認可・会計を別とする。

2. 九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団の現状と課題

(1) 概況

統合の主体となる両企業団の位置関係、構成市町村、末端給水事業体、送水開始時期、計画一日最大送水量及び送水系統図等を記載。

(2) 現状分析・評価、課題の整理

両企業団の現状について、(公社)日本水道協会が定めた水道事業ガイドラインに示されている業務指標(P I)などを用い、分析・評価を行った上で、課題を記載。

※水道事業ガイドラインに示されている業務指標(P I)の主な項目

施設利用率(一日平均送水量/施設能力)

最大稼働率(一日最大送水量/施設能力)

法定耐用年数超過管路率(法定耐用年数を超過した管路延長/管路延長)

基幹管路の耐震管率(耐震管の管路延長/管路延長)

経常収支比率((営業収益+営業外収益)/(営業費用+営業外費用))

料金回収率(供給単価/給水原価)

供給単価(給水収益/有収水量)

給水原価(経常費用(長期前受金戻入等控除)/有収水量)

3. 水需要予測

(1) 末端給水事業体における水需要予測

九十九里地域、夷隅地域、安房地域における末端給水事業体の水需要予測結果を記載。

(2) 水道用水供給事業における水需要予測

(1)を基にした水道用水供給事業としての一日最大送水量、一日平均送水量等の予測結果を記載。

4. 施設整備計画

(1) 基本的な考え方

安定供給の継続を前提とし、将来の水需要を見据えた水道用水供給事業としての適正な施設規模等に配慮した計画とする。

(2) 事業概要

事業費の圧縮に努めるとともに国交付金を最大限活用した上で、計画期間内における事業量の平準化も考慮した計画とし、総事業費及び事業ごとの概要を記載。



計画作成に当たっての留意事項

施設の老朽度・重要度を加味した優先度や耐震化の状況を勘案のうえ過剰投資を回避し、保全による長寿命化にも留意する。

九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合基本計画(骨子素案)

5. 管理体制

- (1) 組織体制
水道用水供給事業を運営するに当たっての組織体制(案)を記載。
- (2) 維持管理体制
浄水場等の運転管理・保守点検業務、水質検査等を行うに当たり、現状の維持管理体制を踏まえ、統合時における直営・委託の範囲を整理し、維持管理体制(案)を記載。
- (3) 危機管理体制
危機事案ごとの現状の体制等を整理したうえで、危機管理マニュアルの整備等、統合後の危機管理体制を記載。

☞ 体制整備に当たっての留意事項
施設整備計画の実行性や危機管理について留意する。

6. 財政収支計画

- (1) 基本的な考え方
「4.施設整備計画」や「5.管理体制」を踏まえた適正な財政収支計画とする。
- (2) 水道用水供給料金
将来の更新需要や収支等を踏まえた適正な水準とする。
統合効果額、市町村水道総合対策事業補助金の振替、県(一般会計)及び市町村の追加負担を財源とし、計画期間中の水道用水供給事業の経営の持続性を考慮の上、料金の引下げを行う。
- (3) 財政収支シミュレーション
財政収支計画作成に当たっての試算条件を設定し、収支の状況、資金残高の推移等を記載。
- (4) 統合効果
計画期間中における統合効果を記載。

☞ 計画作成に当たっての留意事項
水道用水供給料金の決定に当たっては、水道用水供給事業の経営と末端給水事業体への効果について留意する。

7. まとめ

上記2～6を踏まえ、統合に伴い改善される課題、統合のメリット及び水道用水供給事業発足に当たっての留意事項等を記載。

8. スケジュール

- | | |
|---------------|--|
| 令和4年度 | 九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議会 設置 |
| 令和6年度 | 統合基本計画 策定
統合基本協定 締結 |
| 令和7年度 | 企業団の解散・財産処分(市町村議会)
水道用水供給事業の新設(県議会)
創設事業認可の申請・取得 |
| 令和8年度
4月目途 | 千葉県企業局 水道用水供給事業開始 |